

I 尾張地域推進プランの性格

「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」に基づき、食と緑に関する施策の基本的な方針として、平成28年3月に県が策定した「食と緑の基本計画2020」の推進に必要な事項のうち、尾張地域の現状と課題を踏まえ、市町、生産者及び農林水産業団体並びに県民との連携を図りながら協力して取り組む事項を定めた実践計画です。

- 計画期間 2016年度（平成28年度）から5年間
- 目標年度 2020年度（平成32年度）

II 尾張地域の現状と課題

1 競争力の高い農林水産業の展開による食料等の安定的な供給の確保

尾張地域は、名古屋市及びその近郊の18市町からなり、愛知県人口の6割弱を占める都市地域であり、大消費地を擁する地理的な条件を生かした農業生産地として、古くから米や野菜の栽培が盛んである他、果樹、花きなど、多種多様な品目が生産されています。また、主な林産物にはシイタケ、水産物にはアユ、サツキマスもあります。



しかし、近年は、宅地等への転用による農地の減少、担い手の不足や高齢化等による耕作放棄地の増加に加えて、販売価格の低迷や生産資材価格の高止まりなどにより農業所得は総じて減少しており、都市農業^{※1}等を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうした状況の中、都市農業等を今後、発展させるためには、農家の後継者のみならず新規参入者、定年帰農者及び女性農業者並びに企業など多様な担い手を確保・育成するとともに、地理的な優位性を生かした高付加価値型農業の展開や新鮮、安全・安心などの消費者ニーズに対応した農林水産物を提供していく必要があります。



ベテランから指導を受ける若手生産者

また、優良農地の保全と活用を図るため、意欲ある農業者への利用集積と併せて、農業水利施設等の計画的な更新・長寿命化を進めるとともに、農地と宅地の混在化などで集積が困難な農地については、定年帰農者やNPO等の新たな担い手による利用や市民農園、農業体験農園^{※2}などの活用を図る必要があります。

一方、食品表示の偽装や食品への農薬、異物の混入など食の安全・安心を脅かす事件や出来事が相次いで発生したことで、安全・安心な食料を求める声は一層高まっており、生産から販売にいたる安全対策の取組をこれまで以上に強化していく必要があります。

※1 都市農業：市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう。

※2 農業体験農園：耕作の主体は農園主（開設者である農業者）で、入園者（利用者）は農園主の指示（カルチャースクール的な講習会）に従って決められた作物の農作業を体験するもの。

2 農林水産業への理解の促進と食料等の適切な消費の実践

食事や食物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活を送ることを目指し、尾張地域では、地元と密着した食育推進ボランティアの活動など地域性を生かした取組が進んでいます。

また、森林の働きを学ぶ「あいち木づかい出前講座」や魚の生態と環境を学ぶサツキマスの放流体験等も開催しています。

しかし、住民の多くは、日常生活の中で農林水産業に接することは稀で、食や農林水産業の大切さを実感することが少ないのが現状です。

加えて、尾張地域の小学校等においては、栽培指導を行う農業者を見つけることや農地の確保が難しく、農業体験学習に取り組むうえで大きな課題となっています。



小学生の田植え体験

こうした状況の中、尾張地域では、憩いと土とのふれあいを求めて市民農園の開設が増加しており、農業体験の場として一層の推進を図るとともに、地域の農林漁業者や関係団体、市町、学校との連携により、体験学習やボランティア活動に参加できる機会を増やす取組を進める必要があります。

また、新鮮で安全・安心な地元農林水産物の消費拡大を図るため、「いいともあいち運動」※₃の取組を消費者に広げ、県民運動として盛り上げるとともに、直売所等の交流施設を通じて、顔の見える関係をさらに構築する必要があります。

※3 「いいともあいち運動」：愛知県の農林水産業の振興や農山漁村の活性化を通じて県民全体の暮らしの向上を図るため、県民に“愛知県農林水産業の応援団”になってもらい、消費者と生産者が一緒になって愛知県の農林水産業を支えていこうという“愛知県版地産地消”の運動のこと。

いいともあいち運動とは・・・

- ① 県内の消費者と生産者が
今まで以上に“いい友”関係になる
- ② Eat more Aichi products
(イ ト モ ア イ チ プ ロ ダ ク)



運動のシンボルマーク

3 自然災害に強く緑と水に恵まれた生活環境の確保と元気な地域づくり

農地、森林及び川は、農林水産物を供給するだけでなく、地域住民に潤いや安らぎをもたらす緑地・水辺空間の提供や、水源のかん養、二酸化炭素の吸収等の多面的機能※₄を発揮しています。

こうした機能が十分発揮され、将来も維持されるよう、農林水産業の生産活動が環境に与える負荷を軽減する取組を進めるとともに、身近にある農地や森林の保全につながる取組を、地域住民の理解と参加を得て強化する必要があります。

一方、近年、集中豪雨や大規模地震等の発生が危惧される中、農地や森林が持つ防災機能を高める取組がますます重要になっています。

農地の防災機能を高めるには何よりも農業用施設の整備が必要ですが、このうち、農業用ため池は、東部地域を中心に大小440か所あり、農地を潤す重要な水源としての役割の他、洪水調節や生態系保全などの機能を併せもっています。耐震性が不足しているため池について、計画的に整備を進める必要があります。

また、農業用排水機場※₅は、低平地を中心に、86か所あり、農地の排水のみならず地域の防災上も極めて重要な役割を担っています。このため、排水機場についても、老朽化に伴う施設の更新整備と併せて計画的に耐震化を進める必要があります。



洪水にそなえる排水機場



県産材を活用した治山施設

さらに、この地域の森林は、かつて薪炭用材等の過伐により地表が風雨に晒され、全国でも有数の荒廃地となっていた箇所が多くありましたが、治山事業等により現在の緑豊かな姿にまで回復したものです。この都市近郊の貴重な森林を守り育てるため、今後も治山施設※₆の整備や間伐等の森林整備を計画的に進める必要があります。

加えて、都市農業が持つ農産物の供給や農業体験の場の提供、防災空間の確保等多様な機能に対する評価が高まる中、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が成立したことから、特に尾張地域においては、都市農業の継続的な振興と農業に対する住民の理解促進を図っていく必要があります。



農家の手ほどきを受ける（農業体験農園）

※4 多面的機能：農林水産業や農山漁村が持つ、単に農林水産物等の供給だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の様々な機能。農林水産物の供給以外の機能は公益的機能という。

※5 農業用排水機場：農地や農作物のたん水被害、周辺住宅等の浸水被害を防止するために、雨水等を強制的に河川や海などに排水するポンプ場のこと。県内には400か所余りあり、自然排水できないゼロメートル地帯では、暮らしの生命線になっている。

※6 治山施設：林地の崩壊により人命や財産などに危害を及ぼすおそれがある場所等において、荒廃した溪流の浸食や土砂の流出を防止したり、山腹斜面を安定させるために設置する施設。